



県立学校 家族休暇制度の試行について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。

本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

制度の概要についてはこちら↓



県立中部農林高等学校・中部農林高等支援学校

沖縄県・沖縄県教育委員会



<https://pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1028654.html>

【制度の概要】

■試行期間

令和7年度2・3学期

■対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

■取得できる日数

試行期間中 3日 まで

■休暇の取扱い

出席停止・忌引等 ※欠席にはなりません

■取得できない日

学校行事や定期テスト等がある日、その他学校が定める日

取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。

■対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

詳細は「説明資料」「Q&A」をご覧ください

【届出について】

■届出の期限

取得日の **1週間前まで** に学校へ届け出てください。

■届出の方法

- 1 別途「**家族休暇届**」をHR担任に提出してください。
- 2 欠席届と同様に、**スクリレ**で届け出てください。その際「**理由欄**」に「**家族休暇のため**」と記載してください。

行事やテストの日は取得できません。予め行事計画をご確認ください

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

県教育庁県立学校教育課

電話：098-866-2715

■届出手続等に関すること

県立中部農林高等学校

中部農林高等支援学校

電話：098-973-3578

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月

県立中部農林高等学校

県立中部農林高等支援学校

県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。詳しくは、Q&Aをお読みください。

3 試行期間

令和7年9月1日 ～ 3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数（Q&A 2 参照）

試行期間中 3日 まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い（Q&A 1 参照）

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日（取得する際は必ず学校にご確認ください。）

学科、学校全体の活動がある日 （Q&A 3 参照）

- 始業式・終業式・入学式・卒業式・農業祭・創立記念行事
- 中間テスト・期末テスト・資格取得試験日
- インターンシップ・現場実習・就業体験

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合、未履修・原級留置となる生徒については、取得は認めません。（Q&A 9 参照）

8 対象となる活動（Q&A 5 参照）

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き及び届出期限 (Q&A 4 参照)

- (1) 取得希望日の 1 週間前 までに、「家族休暇届」を HR 担任に提出してください。
- (2) 取得日には、通常の欠席届と同様に スクリレ を使用して届け出てください。その際、理由欄に「家族休暇のため」と記入してください。

10 授業への対応 (Q&A 7 参照)

届出期間中の授業に関しては、自主学習での対応となり補習等はいりません。ただし、資格取得に関する授業は、担当教科の先生にお問い合わせください。

11 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

12 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3 学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。

「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 高校計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、1週間前までの届出をお願いします。

県立中学校・特別支援学校前日でも届け出ることは可能ですが、給食費の負担が発生してしまうことから、学校が定める期限までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いいたします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。

Q9 高校・特別支援学校の一部の生徒※もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

※特別支援学校の一部の生徒・・・特別支援学校高等部に在籍し、高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修している生徒

県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりませんが、もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例

(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は 2/3 を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が 2/3 を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例

(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は 2/3 を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が 2/3 を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！

家 族 休 暇 届

届出日：令和 年 月 日

【家族休暇の日 取得日】

令和 年 月 日 ()

令和 年 月 日 ()

令和 年 月 日 ()

上記の日程で家族休暇の日を取得します。

年 組 番 生徒氏名（本人自署） _____

保護者氏名（自署） _____

以下の内容をお読みいただき、□欄にチェック☑をお願いします。

- ☐ 本校の「家族休暇を取ることのできない日（期間）」でないことを確認しました。
中部農林高等学校・中部農林高等支援学校の家族休暇を取ることができない日(期間)

 - 始業式・終業式・入学式・卒業式・農業祭・創立記念行事
 - 中間テスト・期末テスト・資格取得試験日
 - インターンシップ・現場実習・就業体験

☐ 「家族休暇日」を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できないことを理解しました。

☐ 「家族休暇日」を取ることで受けられない授業の内容は、自主学習での対応になることを理解しました。

☐ 家族休暇の日は必ず保護者とともに過ごします。

【家庭休暇日を取得上の留意点】

1. 届出用紙は、取得日の1週間前までに担任へ提出してください。
2. 取得日には、通常の欠席届同様に、スクリレにて届け出てください。
3. 年間3日まで取得できます。

校長	教頭	学籍	担任

中 農 第 1535 号
令和 7 年 7 月 18 日

保護者各位

県立中部農林高等学校
県立中部農林高等支援学校
校長 新垣 博之
(公印省略)

県立学校家族休暇制度の試行について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校教育にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、県教育庁より、保護者の責任のもとで生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための「県立学校家族休暇制度」試行について依頼があります。

つきましては、下記のとおり関係資料を添付いたしますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は資料に従って届け出ていただくようお願いします。なお、関係資料は学校ホームページにも掲載いたします。

記

1. チラシ
2. 説明資料
3. Q&A
4. 家族休暇届

本件担当

県立中部農林高等学校・中部農林高等支援学校

教頭 全日制 平良 一朗

定時制 兼次 あかね

高 支 金武 圭代

TEL:098-973-3578